ロ　充実管理加算２の施設基準

①　糖尿病の管理につき、相当の実績を有していること。

②　イの②を満たすものであること。

ハ　充実管理加算３の施設基準

イの②を満たすものであること。

(6)　生活習慣病管理料(Ⅱ)の注８に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五　ニコチン依存症管理料の施設基準等

(1)　ニコチン依存症管理料の施設基準

ニコチン依存症管理を適切に実施できる保険医療機関であること。

(2)　ニコチン依存症管理料の注１に規定する基準

当該保険医療機関における過去一年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が二回以上であること。ただし、過去一年間にニコチン依存症管理料の算定の実績を有しない場合は、この限りでない。

五の一の二　療養・就労両立支援指導料の施設基準等

(1)　療養・就労両立支援指導料の注３に規定する相談支援加算の施設基準

患者の就労と療養に係る支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　療養・就労両立支援指導料の注５に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の一の三　心不全再入院予防継続管理料の施設基準

(1)　心不全の診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　当該体制において、心不全の診療を担当する医師、看護師又は保健師、薬剤師及び管理栄養士が適切に配置されていること。

(3)　注１に規定する病棟については、一般病棟入院基本料、七対一入院基本料、十対一入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）に係る届出を行っている保険医療機関の病棟であること。

五の一の四　遺伝性疾患療養指導管理料の施設基準

(1)　遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準

イ　当該保険医療機関内に遺伝性疾患の診療につき十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。

ロ　当該療養指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　遺伝性疾患療養指導管理料の注４に規定する施設基準

イ　遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ロ　情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　遺伝性疾患療養指導管理料の注５に規定する施設基準

当該療養指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の二　開放型病院共同指導料(Ⅰ)の施設基準

(1)　病院であること。

(2)　当該病院が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されていること。

(3)　(2)の目的のための専用の病床が適切に備えられていること。

六　在宅療養支援診療所の施設基準

次のいずれかに該当するものであること。

(1)　次のいずれの基準にも該当するものであること。

イ　保険医療機関である診療所であること。

ロ　在宅医療を担当する常勤の医師が三名以上配置されていること。

ハ　当該診療所において、二十四時間連絡を受ける保険医又は看護職員等をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること。

ニ　当該診療所において、患家の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っていること。ただし、基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する診療所にあっては、看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行うことが二十四時間可能な体制を確保し、担当医及び担当看護師等の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っている場合は、この限りでない。

ホ　当該診療所において、又は別の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

ヘ　有床診療所にあっては当該診療所において、無床診療所にあっては別の保険医療機関との連携により、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。

ト　連携する保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該保険医療機関又は訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

チ　患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

リ　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。

ヌ　緊急の往診及び在宅における看取り等について、相当の実績を有していること。

ル　主として往診又は訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

①　他の保険医療機関から文書による紹介を受けた患者の訪問診療について、相当の実績を有していること。

②　看取り等について、十分な実績を有していること。

③　施設入居者等以外の患者の診療及び重症の患者の診療について、相当の実績を有していること。

ヲ　当該診療所において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

ワ　訪問栄養食事指導を行うことが可能な体制をとっていること。

カ　介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この号において「介護保険施設等」という。）との協力が可能な体制をとっていること。

ヨ　訪問診療の回数が一定数以上の場合にあっては、在宅データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

タ　業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行うこと。